

3. 入所基準

入所要件は次の項目をすべて満たす必要があります。

- 三豊市内に住民登録されている児童であること（※保護者も住民登録されていること）
- 保護者のいずれもが下記の「保育を必要とする事由」に該当していること
- 公立の保育所は生後8ヶ月を経過していること
※私立保育所及び小規模保育園は生後3か月を経過していること）

【保育を必要とする事由】

事 由	保護者の状況	利用できる期間
① 就労	月60時間以上の就労をしている	就労が継続している間
② 妊娠・出産	母親が産前産後であること	予定日の2ヶ月前から出産後8週間を経過する日の翌日が属する月末まで
③ 疾病・障がい	病気やけが、障がいを有しており、保育が困難な状態	疾病等が回復するまで
④ 親族の介護・看護	親族を常に介護することが必要で、保育が困難な状態	介護・看護の必要がなくなるまで
⑤ 災害・復旧	地震、風水害等の災害復旧にあっている	復旧が終了するまで
⑥ 求職活動	求職活動のため、保育が困難な状態	入所から3ヶ月間
⑦ 就学	職業訓練校、専門学校、大学等に就学中	就学期間中
⑧ 虐待・DV	虐待やDVのおそれがあると市が認める場合	必要な期間
⑨ 育児休業	育児休業取得中に、既に保育サービスを利用している子どもがいて継続利用が必要であること	育児休業が終了する日の月末まで
⑩ その他市が認める場合		必要な期間

- ・ 就労時間が「月60時間以上」の目安としては、**1日4時間で就労日数が月15日を超える**場合となります。
- ・ 上記①～⑨の要件に該当しなくなった場合(保育を必要とする理由がない場合)は、入所を解除(退所)させていただきます。例えば、求職活動の3ヶ月が経過しても就労できなかった場合などです。